

平成26年度 第1回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成26年10月21日(火)					開会 午前 9時30分	閉会 午前11時30分	
会議場所	市長公室		出席者数	委員定数14名中 出席者13名				
出席者	委員	1号	会長	木内 芳弘		2号	職務代理	尾崎 孝好
			委員	田中正 伸			委員	深瀬 優子
			委員	谷澤 誠			委員	金子 勝
			委員	柳田 政男			委員	川畑 勝弘
		2号	委員	千種 秀信		3号	委員	小森 和雄
			委員	栗原 昭			委員	世羅 陽一郎
			委員	中澤 佳珠代			委員	
臨時委員	なし		参考人	なし				
幹事	新井 健司							
事務局職員及び説明担当員	【事務局職員(まちづくり推進課)】 斉藤課長、川崎担当課長、平澤副課長、高橋主査、田之上主任、室本主事 【説明担当員(産業振興課)】 忍田課長、村木副課長							
欠席委員	梅田 昌照							
議長	木内 芳弘			担当書記	田之上 侑司			

会 議 事 項

1 開 会 新井 幹事

2 会長あいさつ 木内 会長

3 市長あいさつ 星野 市長

富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。

委員の出席状況報告。委員14名中13名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。

富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領に基づく傍聴者は、0名であることを報告。

4 会議録署名委員の選出

富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員として栗原委員と川畑委員を指名。

また、本会議が原則公開であることが会長より述べられ、今回は非公開とする案件「なし」で了承。

5 議 事

(1) 諮問

① 富士見都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

担当から別添資料により概要について説明。

変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、9月25日から10月9日までの間行い、縦覧者「0名」・意見提出者「0名」と報告。

会 議 事 項

質疑応答

委員：1. 生産緑地地区に指定された農地とは、どのように利用されているもの指しているのか。

2. 生産緑地を他人に貸すことはできるか。また、無償有償の違いはあるか。

3. 農業従事者以外に貸付した場合、土地所有者に特別な手続きが生じるのか。

担当：1. 農地の保全が目的となっているため耕作できる状態にしているものである。

2. 有償・無償に係わらず可能である。

3. 土地所有者の管理のもとに作付けをすれば、特別な手続きは必要ない。

委員：生産緑地地区で市民農園はできるのか。

担当：可能である。

区画貸しの場合は、農業従事者は借りている方になるため、土地所有者が亡くなった場合買取申出ができない。体験型の場合は特別な制限はない。

委員：生産緑地の現地確認はしているのか

担当：生産緑地に限らず、農地については産業振興課、農業委員会、税務課で確認をしている。

委員：指定後もしっかり確認をお願いしたい。

委員：1. 生産緑地地区制度の例外として公共施設の設置、管理にかかる行為の具体例は何か。

2. 第92号地区について、現在コンビニを建設しているが、問題ないのか。

担当：1. 公共団体が管理しているものであれば、解除対象となる。

2. 平成25年10月に解除しているため、現在土地利用の制限はない。

委員：第92号地区については、本人の申出がなければ、そのままになってしまったのか。

担当：可能性としては、そのように考えられる。

委員：現地確認をしっかりしてほしい。

以上の質疑を経て、採決を行う。

会 議 事 項

「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」、挙手により賛否を諮ったところ、挙手全員で原案のとおり「賛成」することに決定。

(2) 事前説明

① 富士見都市計画地区計画の変更について（市決定）

担当から別添資料により概要について説明。

質疑応答

委員：壁面の位置の制限の50cmは何に基づいているのか。

担当：民法の規定や地域の実態などを踏まえ、50cmとしている。

委員：がけ地部分について、防災の観点も視野に入れて整備してほしい。

担当：埼玉県の見解を踏まえて、検討していきたい。

委員：水子貝塚東土地区画整理地内の道路については、議会で認定されたと思うが、今回地区施設道路に位置づけることとの違いは何か。

担当：議会で認定されたのは、道路法に基づき市道認定をしたものである。今回の位置付けは都市計画法に基づくものであり、位置づけることによって壁面後退の対象となり、良好な街並みの形成に寄与することとなる。

委員：壁面後退の制限は1階部分だけなのか。

担当：今回変更の水子地区計画は2階以上の部分も制限を受ける。

委員：現在斜面で開発されている場所の造成等の安全性は大丈夫なのか。

担当：開発許可で造成等については、指導している。

委員：水子貝塚東地区については、市内でモデル地区とも言えると思うが、他地区に波及効果等はあるのか。

担当：平成22年に市街化編入された水子地区については、市としても事業を誘導していきたいと考えている。

委員：地区施設道路の指定は、建物を建てる前に指定し良好な街並みの形成を図って

会 議 事 項

ほしい。

委員：1. 水子地区の下水道整備の目標年度はいつか。

2. 水子地区の道路整備の目標年度はいつか。

担当：1. 平成28年度である。

2. 地区施設道路については、計画幅員まで後退して開発されている。根幹の道路については、市で整備を行う予定である。

委員：石井緑地公園内を通る道路を地区施設道路とした目的は開発させるためなのか。

担当：地区施設道路は富士見市道として路線認定されている道路を消防困難区域の解消を目的に位置づけている。

委員：生垣が茂ると道路区域にはみ出し、幅員が狭くなっている現状があるが、地区計画で制限できないのか。

担当：地区計画で制限することは難しいが、道路管理者から指導を行っている。

② 富士見都市計画道路の変更について（県決定・市決定）

担当から別添資料により概要について説明。

質疑応答

委員：道路に関しては県の管理で、駅前広場については市の管理でよいか。

担当：そのとおりである。

以上の質疑を経て、事前説明を終了した。

6 その他

事務局より報告事項を報告。

7 閉 会 新井 幹事